

若年者に対する新たな処分 （検討課題等）（2）

若年者に対する新たな処分（検討課題等）（2）

考えられる制度の概要

1 概要

(1) 趣旨・目的

- 少年法における「少年」の上限年齢が引き下げられ、18歳及び19歳の者が保護処分の対象から外れることとなった場合、比較的軽微な罪を犯した18歳及び19歳の者に対し、改善更生に必要な処遇や働き掛けを行うことを可能にするという目的で「若年者に対する新たな処分」（以下「本処分」という。）を行う制度を設ける。
- 本処分は、対象者が罪を犯し法益を侵害したことについて非難が可能な限度で、かつ、対象者の改善更生を目的として、要保護性に応じて行うものとする。

(2) 対象者

- 比較的軽微な罪を犯し、検察官において訴追を必要としないと判断した18歳及び19歳の者を対象者とする。

2 処分の内容

- 保護観察処分を設けるものとする。

3 手続

- 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官の調査機能等を活用して要保護性の判断に必要な資料を収集し、少年審判と類似の審判を経て処分を行うか否か等の判断を行う。
- 家庭裁判所における審判は、非公開とする。
- その他必要な手続を整備する。

【検討課題】

1 概要

- 20歳以上の者も対象とするか。

2 処分の内容

(1) 施設収容処分

- 必要性及び相当性
- 収容期間
- 収容施設
- 被収容者に対する処遇の在り方

(2) 保護観察処分

- 保護観察に付する場合
- 保護観察の期間
- 保護観察における処遇内容
- 保護観察の解除又は取消し

- 対象者が保護観察の遵守事項に違反したときにとり得る措置
 - ・ 以下の仕組みの必要性及び相当性
 - ① 施設に収容して処遇を行う仕組み
 - ② 保護観察の見直しのために少年鑑別所で調査（在宅・収容）を行う仕組み
 - ・ その他

(3) 不処分

- 不処分とする場合

3 手続

(1) 対象及び判断主体

- 検察官が訴追の必要がないとして公訴を提起しないこととした者を全て本処分の手続の対象とするか。
- 家庭裁判所が刑事処分相当を理由として検察官に送致する仕組みを設けるか。
- 刑事裁判所が本処分相当を理由として移送する仕組みを設けるか。

(2) 要保護性の調査

ア 家庭裁判所調査官の調査

- 調査事項及び調査手法
- 教育的措置（保護的措置）
- 試験観察

イ 少年鑑別所の鑑別

- 在宅による鑑別
- 施設収容する鑑別
 - ・ 目的
 - ・ 必要性及び相当性
 - ・ 収容期間
 - ・ 手続
 - ・ 不服申立て

(3) その他

- 調査の端緒
- 調査又は審判への呼出しに応じない者に対する措置
- 証人尋問・鑑定・通訳・翻訳・検証・押収・搜索
- 検察官又は弁護士等の関与
 - ・ 検察官の関与制度
 - ・ 弁護士等の関与
- 本人等による記録・証拠物の閲覧・謄写
- 犯罪被害者等の権利利益の保護のための制度
 - ・ 被害者等による記録の閲覧・謄写
 - ・ 被害者等の申出による意見の聴取

- ・ 被害者等による審判の傍聴
- ・ 被害者等に対する説明
- ・ 被害者等に対する通知
- 審判不開始
- 審判の方式
 - ・ 第1回審判期日冒頭における告知等
 - ・ その他
- 没取
- 不服申立て
 - ・ 不服申立てを行うことができる者
 - ・ 不服申立ての理由
- 本処分の効力
- 処分間の調整
- 処分の取消し
- その他